

平成30年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・  
ビル（ZEB）化・省CO2促進事業

ZEB実現に向けた先進的省エネルギー  
建築物実証事業

SERA

一般社団法人静岡県環境資源協会

1. はじめに
2. 公募する事業の内容
3. 補助事業の実施に関する事項
4. 応募（申請）に関する事項

# 補助金応募の際の重要事項

1. 本事業の執行には法律及び交付要綱等の規定により適正に行うこと。
2. 提出する書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わない。
3. 補助金の交付決定前に契約・発注等を行った経費は、交付規程に定める場合を除き、補助金の交付対象とはならない。
4. 補助金で取得し、または効用の増加した財産を処分制限期間内に処分しようとする時は、事前にSERAの承認を受けること。
5. 事業の実施により、エネルギー起源CO2の排出量が確実に削減されることが重要。申請時に算出過程を含むCO2削減の根拠の明示と事業完了後に削減量の実績を報告する。
6. 補助事業の実施中または完了後に必要に応じて現地調査等を実施する。
7. 不正行為が認められたときは、交付決定の解除を行うとともに、支払い済みの補助金のうち解除対象となった額を返還してもらう。また、補助金に係る不正行為に対しては、SERAホームページで申請者名等を公表する。なお、補助金等に係る不正行為に対して、適正化法において、刑事罰等を科すことが規定されている。
8. 万が一、規定を守らず、SERAの指示に従わない場合には、交付決定の解除の措置をとることもある。また、事業完了後に補助事業の効果が発現されていないと判断される場合は、補助金返還などを求めることもある。

2

## 昨年度からの主な変更点

- ①補助対象となる設備区分と基準を明確化
- ②ESCO事業者による申請が可能に
- ③事業完了日を支払いの完了日から検収日に変更
- ④複数年度事業の初年度の事業終了日が2月28日から1月31日に変更
- ⑤全ての事業にZEBプランナーが関与する
- ⑥設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペの業者決定の結果を認める
- ⑦応募される事業者は事前のエントリーを行う

間接補助事業者の事業着手の早期化及び的確かつ効率的な審査を実施するために行う。

3

# 1. はじめに

## 2. 公募する事業の内容

### 3. 補助事業の実施に関する事項

### 4. 応募（申請）に関する事項

## 事業の目的

本事業は、地方公共団体所有施設及び中小規模の業務用建築物等において、エネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル（ZEB）の実現に必要となる省エネ、省CO<sub>2</sub>性の高いシステム・設備機器等の導入にかかる費用の一部を支援することで、業務用建築物におけるZEBの実現達成という政策の推進及びその普及を目的とする。

### － 基本的要件 －

- 事業を行うための実績・能力があり、実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けていないこと。
- 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。誓約事項に違反した場合は、交付決定を解除する。
- SERA HPより事前エントリーを行っていること。

NEW

## ～事前エントリー方法について～

- ①事業者は平成30年4月16日から5月7日までにSERAホームページ上で事前エントリーを行う。
- ②エントリー後にSERAより電話にて応募者に連絡をし、個別相談※の日時、場所の調整と個別相談の方法の説明をする。

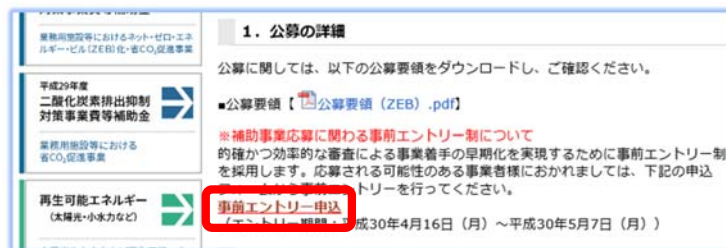
### 個別相談の方法

公募説明会後の個別相談またはSERA事務所訪問等による個別相談

### ※個別相談の内容

事前にメールで送付する「システム提案概要」をもとに事業内容を確認し、応募書類作成等についてのアドバイスをする。

- ③その後SERAより応募者に個別相談の日時、場所の確認のメールを行う。また、その際にSERAより「システム提案概要」を送付する。



6

SERA Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



## 対象事業①

### 対象事業の要件について

#### 1. 環境性能に関する要件

- ①建物（外皮）性能
- ②一次エネルギー消費量

#### 2. エネルギー利用に関する要件

#### 3. 環境性能の表示に関する要件

#### 4. ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与

#### 5. その他要件

- ①CLTを用いたZEB
- ②技術や設計手法、コスト等の情報開示

7

SERA Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



# 対象事業②

## 環境性能に関する要件

### ①建物（外皮）性能

建築物省エネ法に規定する誘導基準における外皮性能基準に適合していること。それを証するに必要な資料を添付すること。

建物用途／地域の区分	基準値（単位：MJ/m <sup>2</sup> ・年）							
	1	2	3	4	5	6	7	8
事務所等	480	480	480	470	470	470	450	570
ホテル等	客室部	650	650	650	500	500	500	670
	宴会場部	990	990	990	1260	1260	1260	2220
病院等	病室部	900	900	900	830	830	830	980
	非病院部	460	460	460	450	450	450	650
百貨店等	640	640	640	720	720	720	810	1290
学校等	420	420	420	470	470	470	500	630
飲食店等	710	710	710	820	820	820	900	1430
集会所等	図書館等	590	590	590	580	580	580	650
	体育館等	790	790	790	910	910	910	1000

# 対象事業③

## 環境性能に関する要件

### ②一次エネルギー消費量

建築物省エネ法に規定する建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より50%以上低減すること。

- ◆再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない。
- ◆一次エネルギー消費量の計算にあたっては、OA機器等の「その他一次エネルギー消費量」を除く。

#### 一次エネルギー消費削減率

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量（空調E}_{AC} + \text{換気E}_{EV} + \text{照明E}_{EL} + \text{給湯E}_{EW} + \text{昇降機E}_{EV} - \text{エネルギー効率化設備（E}_{S}）}{\text{基準一次エネルギー消費量（空調E}_{SAC} + \text{換気E}_{SV} + \text{照明E}_{SL} + \text{給湯E}_{SW} + \text{昇降機E}_{SEV}）}$$

※その他（EM）とEsのうち太陽光発電（PV）は考慮しない（計算対象外）。  
コージェネはEsに含め計算対象とする。

# ～一次エネルギー消費量等の計算方法について～

建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEBプログラム※）を使用して、算出すること。

モデル建物法入力支援ツール(平成28年省エネ基準用) Ver 2.5.0 (2018.04) 投数用途集計 クリア 保存 読込 再出力

モデル 事務所  
地域区分 6地域 計算結果 BPIm :- BEIm :- ( AC V L HW EV PV ) 入力 計算 出力

基本情報 外皮 空調[AC] 換気[V] 照明[L] 給湯[HW] 昇降機[EV] 太陽光発電[PV]

基本情報

C1 建物名称

C2 省エネルギー基準地域区分  1地域  2地域  3地域  4地域  5地域  6地域  7地域  8地域

C3 適用するモデル建物  事務所モデル  ビジネスホテルモデル  シティホテルモデル  総合病院モデル  ...

基本情報

- 「基本情報」タブでは、外皮性能と各設備の一次エネルギー消費量の評価に共通で用いる基本情報を入力します。
- 具体的な入力方法は、国立研究開発法人建築研究所のホームページにて公開されているマニュアルをご確認ください。
- 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）の「省エネ対策サポートセンター」において、「[よくある質問と回答](#)」が公開されています。

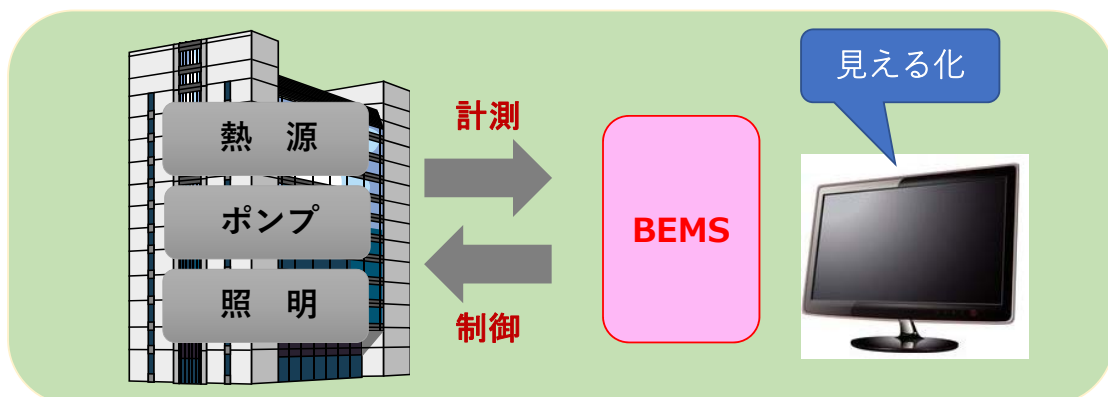
※国立研究開発法人建築研究所のホームページ (URL : <http://www.kenken.go.jp/becc/>)

10

## 対象事業④

### エネルギー利用に関する要件

熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。取得データは10分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。



11

## 対象事業⑤

### 環境性能の表示に関する要件について

建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物省エネルギー性能表示制度（BELS））の『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyを事業開始後に速やかに取得し、「省エネ性能表示」およびその表示に関する「評価書」を入手してその写しを提出すること。

※第三者認証取得にあたっては、申請建築物用途と本事業申請の建築用途を合致させること。

【参考】国土交通省ホームページ

●建築物省エネ法表示制度のページ  
～2016年4月始動。住宅・ビル等の省エネ性能見える化～

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000114.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html)



12

SERA Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



## 対象事業⑥

### ZEBリーディング・オーナーの登録、ZEBプランナーの関与

要件1：ZEBリーディング・オーナーの登録申請を行うこと

ZEBリーディング・オーナー登録制度とは…

平成30年度ZEB実証事業において、ZEBの実現・普及に取り組む建築主（地方公共団体、民間企業、その他法人、個人）を対象として「ZEBリーディング・オーナー」を公募し、申請・確認を経て、登録を行う制度

申込締切日  
平成31年1月31日

NEW

要件2：全ての事業にZEBプランナーが関与すること

ZEBプランナー登録制度とは…

平成30年度ZEB実証事業において、ZEBの実現を支援する法人を対象として「ZEBプランナー」を公募し、申請・確認を経て、登録を行う制度

13

SERA Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



# ZEBプランナー、ZEBリーディング・オーナーの 登録申請先等

項目	ZEBプランナー	ZEBリーディング・オーナー		
		民間		地公体
対象者	設計、施工、コンサル等を行う法人	ZEBに係る実績または具体的計画を有する民間企業、個人		ZEBに係る実績または具体的計画を有する地公体
		2000㎡以上	2000㎡未満	
補助事業の所管省	—	経産省 (SII)	環境省 (SERA)	環境省 (SERA)
手続き担当	書類受付・確認	SII	SII	SERA
	書類審査	SII	SII	SERA
	登録証発行	SII	SII	SERA
	登録情報のリスト化・管理	SII	SII	SII
	実績報告受付	SII	SII	SERA

## 対象事業⑦

### その他の要件等

#### ①CLT等の新たな木質材料を用いたZEBについて

CLT (Cross Laminated Timber 直交集成板) 等の新たな木質材料を使用し、要件を満たしたZEBについては、建物用途、地域区分に関わらず、**別途採択枠を設ける。**

- a 建築物に関する要件、環境性能に関する要件、エネルギー利用に関する要件、環境性能の表示に関する要件、ZEBリーディング・オーナー登録とZEBプランナーの関与に関する要件を全て満たすこと
- b CLT等を構造耐力上主要な部分に用いていること
- c 開口部を除く外皮面積へのCLT等の**使用割合が20%以上**であること
- d CLT総使用量を延床面積で除した単位面積当たりのCLT等の**使用量が0.05m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>以上**であること

#### ②技術や設計手法、コスト等の情報開示について

本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者への**普及促進を目的としたガイドライン作成に使用**するとともに、ZEBの普及促進のため**広く一般に公表する。**



# 採択枠一覧表

建物用途区分		延床面積・地域区分等											
用途	用途説明	民間の業務用建物				地方公共団体等の建物							
		延床面積2,000㎡未満				延床面積2,000㎡未満				延床面積2,000㎡以上			
		地域区分											
		1・2	3・4	5~7	8	1・2	3・4	5~7	8	1・2	3・4	5~7	8
事務所等	事務所	●	○	■	○	○	○	○	○	○	○	●	○
ホテル等	ホテル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
	旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院等	病院	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人・福祉ホーム	○	○	■	●	○	○	○	○	○	○	○	○
物販販売業を営む店舗等	百貨店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	マーケット	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校	小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	義務教育学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大学	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高等専門学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	専修学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	各種学校	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飲食店	飲食店・食堂・喫茶店等	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○
	図書館・博物館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集会所等	図書館・博物館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	体育館等	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
CLTを活用した建築物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例	採択優先順位
○	1
●	2
■	3

# 対象施設

## 補助対象となる建物に関する要件

※部分申請不可

- ①以下のいずれかが所有する建築物
  - a. 地方公共団体等の建築物等  
(地方独立行政法人、公営企業を含む。**面積要件なし**)
  - b. 上記以外の業務用建築物等  
(建築確認申請の**床面積2,000㎡未満**)  
※床面積2,000㎡以上の建物は経済産業省事業「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の実証支援事業 (ZEB)【執行団体：SII】**連携事業**
- ②申請時点で建物の実施設計を完了していること。  
※実施設計を補助対象経費とする場合は、基本設計が完了時点の情報で申請をすることができる。
- ③新築の場合は、確定検査時に登記簿を確認できるものであること。  
既存の場合は、登記されたものであること。  
※補助対象となる建築物の用途は公募要領で確認すること

# 対象設備等

## 補助対象経費

ZEB化事業を行うために必要な設計費、設備費、工事費及び事務費

※詳細については公募要領で確認すること

## 対象設備

※詳細については公募要領で確認すること

## 補助対象経費の算定等

補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの市場流通価格を参考として算定しているものとする。

## 実施設計を補助対象とする場合

- 交付決定日前に契約を行った実施設計については補助対象外とする。
- 実施設計後の一次エネルギー削減率は申請時以上の値となること。  
下回る場合は交付決定の解除の場合がある。

※事前にSERAに相談すること

18

# 申請者①

## 申請をできる者

補助対象事業の目的に即した機器等を自己の所有する国内の業務用建築物等に導入する者（建築主等）であって日本国内で事業を営んでいる者とする。

- 民間企業
- 個人事業主
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）  
第2条第1項に規定する独立行政法人
- 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）  
第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- 法律により直接設立された法人
- その他環境大臣が適当と認める者 ※要事前協議

19

## 申請者②

### 複数の権利者によって共同所有される建物の場合

所有者全員による共同申請を行うものとする。

※所有者に個人が含まれる場合や、法人格のない管理組合が申請する場合は事前にSERAを通じて協議すること。

### 複数の権利者によって区分所有される建物の場合

区分所有者及び議決権の各 4分の3以上の賛成を得て、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人を代表として申請すること。

※申請時に合わせて規約と事業に関する集会の決議を提出すること。

### 設備所有者と建物所有者が異なる場合

申請時に建物所有者 全員の設備設置承諾書を提出することにより、設備設置者 単独で申請できるものとする。

20

SERA

Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



## 申請者③

NEW

### ファイナンスリースまたはESCO事業

設備導入をファイナンスリース契約あるいは シェアードセイビングス方式のESCO契約により行う場合、リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、建物所有者等を共同申請者とする。

#### 【交付の条件】

- ①リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること
- ②補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出

### 代行申請

手続代行者※が申請手続きを行うことを認める。

#### 手続代行者※

- ・建築物省エネ法の知識を有する者
- ・プロパティマネジメント会社等の当該建築物の経営を代行する者
- ・設備のメンテナンス等を担う法人等

※原則、交付申請後の手続代行者の 変更は認めない。

※手続代行者は 問合せ等のすべてに対応すること。

※交付決定通知等の 正式な通知書面は申請者に送付する。

21

# 補助金の交付額・事業期間

## 補助金の交付額

**3分の2**（上限**3億円/年**）

※2000㎡以上の地公体場合は**5億円/年**

## 補助事業期間

原則として**単年度**

複数年度事業の初年度も  
平成31年1月31日まで

※交付決定日以降に事業を開始し、**平成31年1月31日までに完了すること。**

※単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができる。

※補助金の交付申請等は、年度ごとに行う。

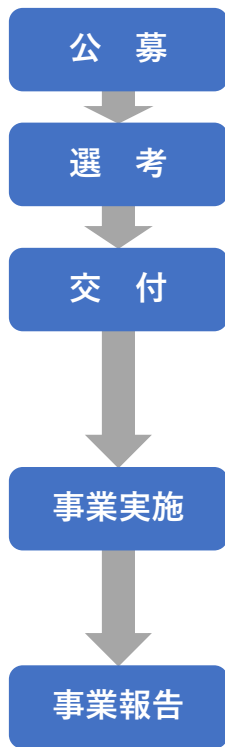
1. はじめに

2. 公募する事業の内容

**3. 補助事業の実施に関する事項**

4. 応募（申請）に関する事項

# 事業スケジュール



	年次予定	申請者	SERA
公募期間 4月16日～5月25日		検索入手 交付規程、公募要領等を元に 応募書類作成・提出	交付規程、公募要領等 SERAホームページで公開 <b>公募受付(4/16～5/25)</b> 事務窓口(9時～17時)
審査 5月下旬 採択の決定(6月下旬)			応募書類審査、選考 審査委員会採点基準に基づく採点 <b>採択の決定(6月下旬)</b>
交付申請期間 申請書提出 採択通知後 交付決定(7月上旬)		交付規程を元に 交付書類作成・提出 採択事業者への事務取扱説明会の開催 (7月上旬・東京・採択決定者は参加必須)	交付申請書類確認 <b>交付決定通知(7月上旬)</b>
事業の完了 -1月31日までに事業完了		<b>NEW</b> 事業開始(交付決定日以降) 工事請負契約等 工事 換収 事業完了 支払い完了(1月31日まで) 完了実績報告書の作成・提出	着工審査(必要に応じ) 進行状況報告 (必要に応じ現地調査等を実施)
完了実績報告書の提出 (事業完了(換収日)後、30日以内または補助事業の完了した日の属する年度の2月10日)のいずれか早い日まで		確定検査(書類審査、必要に応じ現地調査) 精算払請求書	交付額確定通知 補助金支払い～3月31日まで
事業報告書の提出 (年度毎に年度の終了後30日以内に提出者へ提出)		事業報告書の作成・提出 (補助事業の完了した日からその年度の3月31日までの期間及びその後の3年間の期間、通算1年間のうち削減量などを報告)	事業報告書の受領(環境大臣)

24

SERA Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



## 補助対象事業の選定

### 選定方法

- ① 応募者より提出された実施計画書等をもとに、**審査基準に基づき厳正に審査を行い**、予算の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付先を採択する。
- ② 対象事業の**基本的要件に適合しない**提案は審査を行わない。
- ③ 審査結果、対象事業要件に適合する提案であっても、**補助金額の減額又は不採択となる場合**がある。
- ④ 審査結果より**付帯条件**、あるいは申請された**計画の変更**を求める場合がある。

※ 審査結果に対するご意見・お問い合わせには対応しない。

※ 審査基準案については、公募要領で確認すること。

※ 学校については、**エコスクール・プラス**（環境を配慮した学校施設）の認定を受けている場合は**考慮**する。

※ **CLT（直交集成板）**等を使用した建物は**別途採択枠**を設ける。

25

SERA Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



# 応募にあたっての留意事項

## 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがある。また、不正行為が認められた場合、SERAホームページで、申請者の名称等を公表する。

## 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

※補助金適正化法では、補助金の目的外使用は固く禁じられている。

## 利益排除

自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とする。

# 補助事業採択後における留意事項について①

## 基本的な事項について

- ・補助金の交付については予算の範囲内で交付する。
  - ・適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによる。
- ※規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがある。

## 採択以降～補助金交付までについて

### ① 交付申請

採択された事業者には、交付申請書を速やかに提出すること。

補助対象経費は、原則として、平成31年1月31日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するものとする。

### ② 交付決定

SERAは、補助金の交付が適当と認められたものに交付の決定を行う。

### ③ 申請建物及び土地に抵当権を設定する場合

建築物及び土地に対して抵当権設定を予定している場合は、あらかじめ財産処分の承認を必ず受けること。

### ④ 事業の開始

補助事業者は、SERAからの交付決定を受けた後に、事業開始すること。

## 契約を締結する注意点

- 契約・発注、着工は、**SERAの交付決定日以降**に行うこと
- 導入する設備等は、**原則、入札や三者見積**等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- 補助事業者が専門工事業者を3社以上の見積りにより選定し工事金額を決め、工事管理費用をコストオンして元請会社と工事契約を締結し、元請会社と専門工事業者が決められた工事金額で下請契約をする**コストオン契約も可**とする。なお、**コストオンフィーは補助対象外**とする。
- 事業期間を考慮し、公募開始後から交付決定日前に行った3社以上の見積り依頼及び見積・入札結果を認めるが、必ずしも補助事業者として**採択**されるとは限らない。
- **NEW** **設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式**等のプロポーザル型コンペ（省エネ評価を含んだもの）により設計者や施工請負業者が決定している場合は、業者決定についてその結果を認める（3社以上の見積りは不要）。ただし、補助対象範囲に関する**工事開始は交付決定日以降**とすること。

## 補助事業採択後における留意事項について②

### 採択以降～補助金交付までについて

#### ⑤実績報告及び書類審査

※補助事業の完了日：**検収をした日**

**完了後30日以内**又は**当該年度2月10日**のいずれか早い日までに補助金の実績報告書をSERAに提出すること。

#### ⑥補助金の支払い

補助事業者は、SERAから交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。

※財産処分納付金の納付が必要になる場合があるので注意！

#### ⑦取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産は、**取得財産等管理台帳を整備**し、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ**SERAの承認**を受ける必要がある。

## 補助事業採択後における留意事項について③

### 採択以降～補助金交付までについて

#### ⑧事業報告に関する規定

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間のCO2削減効果等についての報告書を環境大臣に提出すること。

※CO2削減効果が著しく悪い場合や、事業報告書を提出しない場合は補助金の返還を求める場合があるので注意！

#### ⑨維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

## 補助事業採択後における留意事項について④

### 経理等について

#### ①補助金の経理について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておくこと。

帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

#### ②国庫補助金の圧縮記帳等

本補助金は、「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定の適用を受けることができる。

ただし、事務費については、これらの規定が適用されない。

#### ③J-クレジット

補助事業者は、耐用年数等を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けた場合は、当該J-クレジットを移転又は無効化することができない。



# その他

## CO2削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施によるCO2排出削減量を把握し、事業完了後においても、環境大臣及びSERAの求めに応じて事業の実施に係る情報その他事業の効果等の分析・周知等に必要な情報を提供すること。

## 補助事業完了の現地調査

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合がある。

## 補助事業の明示

補助金によって整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業であることをプレートやシール等を利用して明示すること。

## 事業内容の発表について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要である。

1. はじめに
2. 公募する事業の内容
3. 補助事業の実施に関する事項
4. 応募（申請）に関する事項

# 応募方法

## 応募書類

- ① 応募申請書
- ② 実施計画書
- ③ 経費内訳
- ④ 企業概要、定款等 ※共同事業者がある場合はそれを含む。
- ⑤ 経理状況説明書 ※共同事業者がある場合はそれを含む。
- ⑥ 暴力団排除に関する契約事項
- ⑦ その他資料



※詳細は、公募要領で確認すること

## 提出部数等

- 応募書類一式（ファイリングしたもの） 1部
- 電子データ（CD-RまたはDVD-R） 1部

## 公募期間

平成30年4月16日（月）～平成30年5月25日（金）17時

## ～参考見積書（設計書）例～

### 見 積 書

押印がされていること。

見積番号 平成30年 月 日

株式会社環境総合設計 御中

貴御照会の件下記のとおり御見積もり申し上げます。  
株式会社環境総合設計新社屋 ZEB 化学業費として  
(環境省補助事業 ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業)

環境資源設備株式会社  
住 所 東京都港区虎ノ門  
電 話 03-1234-5678

**15,311,040** 円 (税抜)

納期 平成30年12月31日  
引渡場所 環境総合設計新社屋  
支払条件 請求後翌月末日まで  
見積書有効期限 3ヶ月

納期は平成31年1月31日以前であるか確認すること。

交付申請時において十分に有効期限内であること。  
※契約日もしくは、注文請書の日付が見積書の有効期限内である必要があります

公募要領別表の区分・費目・細分ごとに項目を分けてください。

材料費や労務費は一式ではなく、台数、個、人工等の具体的な単価に数量を掛けたものにしてください。

カタログ等定価のわかる根拠を添付

区分	費用	細	単	数	単価	総額	備考
設備費	設備費						
		防振架台	台	2	50,000	100,000	1/3概算見積 65,000円
		GHP 室内機天吊型シングルフロー	台	12	150,000	1,800,000	定価 200,000円
		天吊型シングルフロー標準パネル	台	12	20,000	240,000	概算見積 30,000円
		分岐管	個	2	250,000	250,000	
		高性能リモコン	台	12			

## ～参考見積書（設計書）例～

材料費は、建築物価・積算資料を参考のうえ実施可能な単価とし、参考とした建築物価・積算資料の掲載頁を記入してください。

雑材料や配管支持金物等は積算基準での掛け率で一式計上して構いません。

建築物価等に掲載していない材料については、定価があるものは定価を記入し、ないものはメーカー概算見積の見積価格で可とします。

労務費は「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業実施可能な単価として計上していただきます。

		冷媒配管工事費（屋外）	15.88φ	10	m	4,030	40,300	建築物価	2017年7月号 P.529
		冷媒配管工事費（屋外）	22.22φ	15	m	5,310	79,650	建築物価	2017年7月号 P.527
		冷媒配管工事費（屋内）	15.88φ	20	m	4,140	82,800	建築物価	2017年7月号 P.544
		冷媒配管工事費（屋内）	22.22φ	20	m	5,610	112,200	建築物価	2017年7月号 P.547
		室外機ドレン配管工事費	GH45J	10	m	3,030	30,300	建築物価	2017年7月号 P.612
						1,830	3,660	建築物価	2017年7月号 P.655
						1,830	18,300	建築物価	2017年7月号 P.660
						∴	∴		∴
	労務費	GHP 室外機搬入掘付費		2	人工	21,700	43,400	公共工事設計労務単価 (000)	
		室内機搬入掘付費		10	人工	21,700	217,000	公共工事設計労務単価 (000)	
		天井補修工事費		3	人工	21,700	65,100	公共工事設計労務単価 (000)	
		ワイドパネル取付費		1	人工	21,700	21,700	公共工事設計労務単価 (000)	
	(間接工事費)								
		共通仮設費	共通仮設費	1	式	200,000	200,000		
		現場管理費	現場管理費	1	式	350,000	350,000		

間接工事費は積み上げるか、もしくは一式での計上で構いませんが、国土交通省監修の公共建築工事共通費積算基準（土木、建築、機械、電気通信）の諸経費率を超える場合は、その超過分は補助対象外とする場合があります。

36

※詳細は、応募の手引で確認してください。

SERA

Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



## ～参考見積書（設計書）例～

補助対象外経費である場合は、その旨備考欄に記載してください。

			一般管理						
	(撤去工事費)								
		既設空調設備撤去費用							
		人工	設備機械工	10	人工	21,000	210,000		<補助対象外>
		既設冷媒ガス回収費		2	系統	7,000	14,000		<補助対象外>
		回収冷媒ガス破壊処理費		150	kg	1,000	150,000		<補助対象外>
		同上搬送費		1	式	80,000	80,000		<補助対象外>
		既設室内機撤去費		12	台	5,000	60,000		<補助対象外>
				∴	∴	∴	∴		∴
		共通仮設費		1	式	20,000	20,000		<補助対象外>
		現場管理費		1	式	100,000	100,000		<補助対象外>
		一般管理費		1	式	80,000	80,000		<補助対象外>

補助対象外の工事に係る間接工事費は個別に算出してください。（補助対象の間接工事費と一緒にしない。）

既存設備の撤去費は補助対象外です。撤去費が見積もりに含まれていない場合、補助事業者が負担していることを確認します。

補助対象外の経費も含んだこの費用を、別紙2 経費内訳(1)総事業費に記入してください。ただし、見積もりのなかに、本事業の目的達成のためのもの以外の工事がある場合（例 空調工事に加えて、本事業と関係の無い、補助対象外の屋根の補修工事もお願いする等）、その額は総事業費から除いてください。（できる限り別の見積・契約としてください。）

37

※詳細は、応募の手引で確認してください。

SERA

Shizuoka Environment Resources Association  
一般社団法人 静岡県環境資源協会



# 事業の問い合わせについて

## 一般社団法人 静岡県環境資源協会 省CO2促進事業 支援センター

〒420-0853 静岡市葵区追手町9-28 興産ビル2階

メール: [center@siz-kankyou.or.jp](mailto:center@siz-kankyou.or.jp)

電話: 054-266-4161

FAX: 054-266-4162

<http://www.siz-kankyou.jp/co2.html>